

第 4 0 3 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 6 年 9 月 1 0 日

5. 傍聴者

中讃西部漁業協同組合	第一理事	島	敏	雄
中讃西部漁業協同組合	理事	塩	野	茂
中讃西部漁業協同組合	理事	西	川	正 則
中讃西部漁業協同組合	組合員	細	田	剛 敬
中讃西部漁業協同組合	組合員	志	摩	勇 紀
中讃西部漁業協同組合	組合員	志	摩	由美子
のぞみ総合法律事務所	弁護士	小笠原		健

6. 議事事項とその結果

第1号議案 「第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定について（裁定）」

内容について事務局が説明し、まず裁定案を固め、次に議長を除く12人で無記名投票により採決した結果、賛成11票、反対1票で入漁権の設定とその内容を定めた裁定案が可決された。

第2号議案 「入漁権の裁定に係る公示について（協議）」

内容について事務局が説明し、了承された。

第3号議案 「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会における国への要望事項について」

内容について事務局が説明し、了承された。

7. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に山本委員と筒井委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは早速議事に入らせていただきます。事務局から説明願います。

〔赤井副主幹〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

資料1の裏面（10）入漁者の資格については、前回の委員会では、小見山委員から「最初から一緒（合併後の漁業協同組合内（以下、漁協という）で融通すること）は受け入れられない。」、志摩委員から「今回はやむを得ない。」とのご意見があり、旧多度津町漁協は1統、旧丸亀市漁協は5統とのことで了承いただいたと認識していますが、案1でよろしいでしょうか。

〔小見山委員〕

それはそれで良いとして、どのような結果になるのですか。

〔北尾会長〕

今回、事務局が示した裁定案について、（10）入漁者の資格は案1を採用し、各委員さんから採決を取ることとなります。

〔小見山委員〕

行使規則は、塩飽漁業協同組合連合会（以下、塩飽漁連という）の規則とは関係ない

規則でやるのですか。

〔北尾会長〕

基本的に塩飽漁連の行使規則に基づいた格好の行使規則を新漁協（中讃西部漁協）で定めていただくことになります。

〔小見山委員〕

地元の意見は関係ないのですか。そういうことですか。

〔北尾会長〕

そうです。

〔志摩委員〕

前回の海区委員会では、案2の意見が多かったと思います。山本委員や北野委員が、合併後もみんなが使えるようにした方が良いとのご意見だったと思います。

〔北尾会長〕

そのような意見もありましたが、最終的には従来通りで決まったと考えています。

〔小見山委員〕

決まったか決まらないかはこの会で決めるのだと思いますし、融通は誰でもできると思いますが、前回の会議では、私はあくまでも、塩飽のいずれかの組合の准組合員になることで話をしていたと思います。それが（裁定案に）何一つ入っていませんが、どうなっているのですか、事務局。

〔植田事務局長〕

准組合員になるとのことまでは決まっていらないと思います。双方持ち帰って話はしますとのことでした。

〔志摩委員〕

中讃西部漁協は、理事会で諮りました。裁定で海区委員さんに決めていただきたいとの内容が議事録に記載されています。必要があれば提出します。

〔小見山委員〕

塩飽漁連としては、話し合いも出来ないような相手方の組合なので、こちらが何かを言っても話に応じないので、このようなことをしてきているのだと思いますが、このままで、この格好でこれ（裁定）をやらせたら、絶対に揉める発端になります。海区委員会がそのような事を認めて、揉める発端になることをやるのはどうかと思います。あくまでも前回の会では、組合に入って、その組合の漁場に入る格好を取ってやるとのことでも私も黙っていました。この格好でやるのなら、話が全く違って来ています。

〔北尾会長〕

前回の委員会では、次回の委員会までに、准組合員で話が着くのであればそのような格好にするけれども、委員会までに話が着かないのであれば、裁定の格好を取ることと決まりました。

〔志摩委員〕

そう決まっていました。中讃西部漁協は裁定で決めて欲しいと決まりました。本日は傍聴人として理事にも来ていただいています。

〔小見山委員〕

塩飽漁連の全会員はこのような内容を分かっていませんが、このまま裁定をして、いきなり操業した場合、絶対に揉めますよ。なんでこんなところに来て操業しているのですか。

すかとの話になると思います。

〔志摩委員〕

今まで行っていた話です。

〔山本委員〕

小見山委員の言う事も分かりますが、海区委員会に出てきて、今日決めなければならぬという時に。（あなたは本島漁協の）組合長になっているのでしょうか。

〔小見山委員〕

はい。

〔山本委員〕

それなら、今日までに組合員に説明しておかないといけません。

〔小見山委員〕

こんなことになるとは、こちらは思っていない。前日も、私はそのように言ったでしょう。組合員だったら行使料との話を山本委員もしていたではないですか。

〔山本委員〕

前回の海区委員会での説明を組合員にしておかなければいけません。

〔小見山委員〕

こちらはこんな格好になると想定していませんから。

〔山本委員〕

想定してもしなくても、状況にかかわらず、組合員を呼んで、組合内部に説明をしなければいけないでしょう。それが組合長の責任です。

〔小見山委員〕

説明しても、そんなことを受け入れてくれません。

〔山本委員〕

受け入れてもらえるかどうかにかかわらず、話はしなければいけないでしょう。

〔小見山委員〕

話はします。

〔山本委員〕

今日、決めようかと言う時に、話をしておかないといけません。あなたの言い分も分かりますが、それが組合長です。海区委員にこんな権限があるのかと言っても、全国でしたことの無いような話が香川県で起きているのですよ。

〔小見山委員〕

（全国で例の無いことが起こっているのは）その通りです。

〔山本委員〕

ただ、（海区委員会には）そのような権限があるということです。罰する委員会ではありません。我々もこんなことはしたくありません。

〔宇山委員〕

ほんとに。

〔山本委員〕

前回、北尾会長が話した内容くらいは、帰って説明しておくべきです。（台風で）延期にはなりましたが、今日の日のために組合員にどうするか説明（相談）しておくべきではないですか。この場でそんなことを言ってもいけません。

〔小見山委員〕

私も、塩飽漁連の会長をしていて、一任されています。理事会には諮ってきちんとしています。ただ、このままで行くのなら絶対に揉めるので、海区委員会にきっちり責任を取ってもらえるのですかとの意見が出ています。

〔北野委員〕

小見山委員、それは言葉が過ぎます。海区委員会で責任を取れという問題ではありません。

〔小見山委員〕

いや、そういうことでしょうか。うちの組合員が損をするということでしょうか。

〔北野委員〕

新規の入漁の話をしているわけではありません。30年も40年もやってきている話でしょう。

〔小見山委員〕

だから、やらさないとは言っていない。

〔北野委員〕

違います。損だ、得だとの話を出してはいけないということです。

〔小見山委員〕

意見を言うのも北野委員と山本委員の二人だけです。後の人は何も言いません。

〔嶋野委員〕

会長、よろしいか。北尾会長が、（前回の委員会で）多度津漁協を1統、丸亀市漁協を5統でまとめたと思います。志摩組合長（委員）は、北尾会長がそう発言したときに反論もしませんでした。ということは、ある程度譲歩しているということです。お互いが突っぱねていたら、この話はいつが来ても成立しません。「屏風は折れないと立たない」のです。

〔小見山委員〕

突っぱねてはいません。地元の行使規則は関係なく、入漁する人が勝手にそれを作ると言っているのでしょうか。

〔北野委員〕

塩飽で決まっている行使規則が（入漁権）行使規則です。

〔小見山委員〕

会長に聞いてみてください。

〔北尾会長〕

当然そうです。

〔小見山委員〕

自分で作るとさっき言っていました。

〔北尾会長〕

地元（中讃西部）の漁協が作りますが、内容は塩飽の行使規則と一緒にです。

〔北野委員〕

心配しなくても、塩飽漁連の行使規則の元です。

〔山本委員〕

他所に入るのだから。塩飽漁連でやらせてもらうのだから、勝手なことはできません。

ん。当たりまえでしょう。

〔小見山委員〕

先ほど、（会長が）そのような言い方をしました。

〔嶋野委員〕

小見山さん。お互いに譲り合って、お互いに仲良くやりませんか。

〔小見山委員〕

もちろんそれは思っています。だけど、話合いに来ないことが気に入らないです。

〔志摩委員〕

話合いに来ないというよりは話合いにならなかったからです。

〔山本委員〕

来ないというのなら、行けばいいではないですか。

〔嶋野委員〕

ここに書いてあるのは案1と案2しかありません。それ（案1）でだめなら案2でいくしかないとの話になれば、塩飽漁連が不利になります。

〔志摩委員〕

こちらは、今までどおりやれたら全然構いません。

〔小見山委員〕

右も左も分からないような素人にやらせてもらっても困ります。それと、地元が優先なので、地元の人が出たら、その人がやるのを待つといった気遣いが出るのかどうかです。

〔志摩委員〕

それは、今までも同じようにやってきているので、揉めることはないと思います。操業されている方も知っています。

〔小見山委員〕

それで、どのような格好を取るのですか。このままいったら。許可証とかそのようなものはないのでですか。

〔北尾会長〕

この案について、裁定で決定をします。可決されれば、それ以降、中讃西部漁協から県に、入漁権行使規則の認可申請が提出され、県が認可を出して、行使できるようになります。

〔小見山委員〕

それは、何かが出るのですか。何かが発行されるのですか。

〔柏山課長〕

県は、入漁権行使規則の認可をします。塩飽漁連も塩飽漁連の行使規則について県に認可申請をして、その内容について県が認可しています。

〔宇山委員〕

今まで塩飽漁連が出していたあれ（証票）はなくなるのですか。

〔植田事務局長〕

証票は、塩飽漁連からは出ません。

〔嶋野委員〕

県から出すのですか。

〔植田事務局長〕

入漁権行使規則を作成する中讃西部漁協が出します。

〔小見山委員〕

何？

〔植田事務局長〕

入漁権行使規則を作成する中讃西部漁協が操業する人に証票を出します。

〔小見山委員〕

おかしな話ですね。塩飽に入漁するのによその組合で証票の発行をするのですか。

〔植田事務局長〕

入漁権行使規則に基づく証票です。

〔小見山委員〕

どう考えてもおかしいです。

〔志摩委員〕

今までやっていたことを鑑みての証票ということになるわけですよ。新規じゃないので。今までの（塩飽漁連の）行使規則では通用しないので、要は書き換えるということですか。

〔植田事務局長〕

はい。塩飽漁連ではなくて、中讃西部漁協が発行します。

〔小見山委員〕

前回の（塩飽漁連の）理事会では、各組合の（准）組合員になって操業すると説明していたので、この格好で行くのならば、塩飽漁連もどのような格好をとるか分からないのですが。これは今日決定しなければいけないのですか。

〔北尾会長〕

その予定です。

〔小見山委員〕

部外者が他所に入るのに、他所が発行するというのも。県は、塩飽漁連の行使規則の内容を中讃西部漁協に指導できるのですか。

〔植田事務局長〕

当然確認します。

〔山本委員〕

塩飽漁連の行使規則に則ってでしょう。

〔植田事務局長〕

はい。

〔山本委員〕

入っていくために、中讃西部漁協が組合免状（証票）を発行し組合員に行きなさいと言うわけでしょう。

〔植田事務局長〕

そうです。

〔山本委員〕

何も面倒なことはないです。行使規則は塩飽漁連のルールでいくけれども、6統のうち誰にやらすかは中讃西部が（証票を）出すのでしょ。ルールは相手方のルールでし

よう。

〔植田事務局長〕

そうです。

〔山本委員〕

それでいいです。何も揉める必要はありません。ルールを変えろとは言っていない。そこのところを組合員にきちんと説明出来なければ揉めるのでしょう。

〔小見山委員〕

どれだけ説明しても揉めます。

〔山本委員〕

今日は決めるとのことで皆寄っているのだから、いいかげん決めてください。

〔北尾会長〕

その他ご意見はございませんか。

〔小見山委員〕

塩飽漁連としては、この話は約束できないので。

〔北野委員〕

それだったら、もう採決を取ってください。

〔北尾会長〕

採決を取りたいと思います。漁業法第100条の規定に、入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒んだときは、海区委員会に対して入漁権の設定に関する申請ができるということで、令和5年11月20日に、地方側から申請がありました。これまで、海区委員会では3回にわたって議論をしてきました。申請者側が、従来通りの内容で操業できるようにとの趣旨に基づき、今回の裁定案を作ったということです。今回の裁定案について、採決をいたしたいと思います。関係者がおられることで、なかなか挙手しにくいと考えておりますので、無記名投票で採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同、賛成の声)

〔北尾会長〕

それでは用紙を配布してください。

〔植田事務局長〕

会長すみません。採決の前に項目(10)の案のところについてはどうなりますか。

〔北尾会長〕

当然案1になります。○か×を付けてください。

〔北野委員〕

何に○かが分かりません。

〔北尾会長〕

裁定案に賛成の場合は○、反対の場合は×を付けてください。無記入は棄権になります。棄権も採決上は反対の扱いになりますので、○か×を付けてください。

〔赤井副主幹〕

記入したら裏返してください。折ってもかまいません。

(用紙回収)

〔北野委員〕

小見山さん。塩飽漁連の協定と言っても、3協の地先の許可証がたくさんあるのですよ。採決を取って混乱させるより。本島漁協だけの免許だったら一人（組合長だけで）どうでもなるかもしれませんが。

〔小見山委員〕

そんなことを言っていない。全体のことをきちんと見ています。

〔北野委員〕

採決せずに、話し合いで決着した方があなたの立場も綺麗ですよ。

〔小見山委員〕

どうしろというのですか。採決をさせるなど言っているのですか。

〔北野委員〕

今まで（裁定を行ったことは）ないでしょう。

〔北尾会長〕

よろしいでしょうか。

（一同、賛成の声）

〔北尾会長〕

（開票を）お願いします。

（事務局職員が、議長席の横で出席委員に見せながら開票）

〔北尾会長〕

賛成が11票、反対が1票で裁定案が可決されました。ありがとうございます。

続きまして、「入漁権の裁定に係る公示について（協議）」について、事務局より説明願います。

〔赤井副主幹〕

本来であれば、裁定が行われた後に、その内容に従って公示案をお示しするものですが、議事を円滑に進めるために事前に作成しました。

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

公示案について説明がありました。公示案については議題1で決めた裁定の内容を県のホームページに掲載するとのことで、特に異議もないと思われませんがいかがですか。

（一同、賛成の声）

〔北尾会長〕

それでは、この内容で公示をするとのことで決定します。

続きまして、「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会における国への要望事項について」、事務局より説明願います。

〔小林副主幹〕

（資料3に基づいて説明）

〔北尾会長〕

毎年、全国のブロック毎に意見を出し、翌年度5月の全国海区漁業調整委員会連合会総会で国に対する要望をまとめ、7月に要望します。今年については、先ほどの資料の要望をして、表の右欄のような回答があったとのことです。特に香川海区で関係が深いのは、22ページになります。2②について、新たな資源管理措置について、香川ではカタクチイワシがTACの対象となるとのことで現在協議がされていますが、導入につい

ては慎重な対応をしてほしいとの要望をあげています。33ページ、海洋性レジャーとの調整等について、特に遊漁者の資源利用の実態把握と資源管理を行わせる体制整備を求めますとの要望をしています。持ち帰って内容を確認していただき、追加の要望があれば、事務局に御連絡いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局、次回の海区委員会の日程等はいかがですか。

〔小林副主幹〕

11月の中下旬を予定しています。

〔北尾会長〕

今回の締め切りには間に合いませんので、意見があれば事務局まで連絡をお願いします。以上ですが、この件について何かございますか。

〔志摩委員〕

いつまでに連絡をすればよろしいですか。

〔小林副主幹〕

9月末までをお願いします。

〔北尾会長〕

よろしいでしょうか。

(一同、賛成の声)

〔北尾会長〕

(4)のその他ですが、事務局より何かございますか。

〔小林副主幹〕

ございません。

〔北尾会長〕

事務局からはないようです。委員の皆さま、何かございますか。

〔北野委員〕

ちょっと待ってください。存続期間は、裁定の日から1年間となっていますが、1年1年、こんなことをするのですか。10年間なら10年間の期間があるでしょう。トラブルの無い場合は継続するなど、何か項目を付けておかないと、1年1年、こんなことをしなくてははいけません。

〔北尾会長〕

来年、(中讃西部からの)入漁申請がスムーズに受理されたら、海区委員会にかかる必要はありません。もし、拒否された場合は、再度海区委員会で諮るということがございます。その際、存続期間を2年なり3年に延長することも検討の対象になるかと思えます。

〔小見山会長〕

2年3年とといったって、塩飽漁連の意見など別に関係なく、地元は地元の組合でやるという話でしょう。

〔北尾会長〕

いや、出来ないではないですか。

〔小見山会長〕

なぜですか。

〔北野委員〕

このように1年を謳っていたら、同じことをまたしなければなりません。

〔小見山会長〕

何をするのですか。

〔北野委員〕

裁定の日から1年間になっているでしょう。1年間経った時に、同じことをしないと
いけません。

〔小見山会長〕

これをしないといけないのですか。

〔筒井委員〕

入漁権の設定を申し入れて、協議で契約が出来たら、契約に基づいて入漁権の設定は
出来るので、海区委員会にはかけなくてもいいです。申し込んで断られたら、海区に上
がってきます。

〔小見山会長〕

毎年、塩飽漁連に言ってくるのですか。

〔筒井委員〕

裁定の期間（入漁権の存続期間）が切れたらです。

〔小見山会長〕

裁定の期間というのがあるのですか。

〔山本委員〕

4ページを見てください。

〔宇山委員〕

本来は共同漁業権なので10年間ですが、トラブルがあった時などのために、最初は1
年更新でやったらどうですかとのことだと思います。

〔志摩委員〕

通常は、行使規則（共同漁業権）は10年縛りがあるので。

〔山本委員〕

トラブルは各組合で対処してください。格好の悪い。

〔志摩委員〕

確かに。

〔北尾会長〕

今回はとりあえず1年ということで対応します。その他、特にございませんか。

（一同、賛成の声）

〔北尾会長〕

ありがとうございます。（入漁権行使規則の）認可申請は事務局と相談して手続きさ
れたいと思います。それでは第403回海区漁業調整委員会を閉会します。

〔閉 会 午後2時35分〕

上記は第403回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 山 本 浩 智

署名委員 筒 井 由 果